

JIS

ホッパースケール

JIS B 7603 : 2019

令和元年 8 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	奈良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(委員)	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	江 前 敏 晴	筑波大学
	大久保 友 恵	レンゴー株式会社
	大 谷 聖 子	一般財団法人日本消費者協会
	大 平 由紀子	日本製紙株式会社
	柿 本 章 子	主婦連合会
	金 田 徹	関東学院大学
	重 松 康 夫	一般財団法人日本規格協会
	鈴 木 知 道	東京理科大学
	高 橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 原 江利子	王子ホールディングス株式会社
	中 本 文 男	Na 計測合同会社
	野々瀬 菜穂子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	淵 田 隆 義	元 女子美術大学
	古 谷 涼 秋	東京電機大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 61.11.1 改正：令和元.8.20

官 報 掲 載 日：令和元.8.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 奈良 広一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 量記号	13
5 計量要件	13
5.1 精度等級	13
5.2 最大許容誤差	13
5.3 目量の形態	14
5.4 積算目量 (d_t)	14
5.5 最小積算量 ($\Sigma_{\min}$)	15
5.6 複数の表示装置	15
5.7 影響因子	15
5.8 計量単位	16
6 技術要件	16
6.1 用途への適合性	16
6.2 安全性	16
6.3 構成部品、インタフェース及びプリセット制御の保護	17
6.4 計量結果の表示及び記録	18
6.5 記録装置及びデータ記憶装置	19
6.6 ソフトウェア	20
6.7 管理表示装置付きホッパースケール	20
6.8 ゼロ点設定装置	21
6.9 表記	21
7 電気式はかりの要件	22
7.0A 一般	22
7.1 一般要件	22
7.2 機能要件	23
8 試験方法	24
8.0A 一般	24
8.1 実量試験	24
8.2 非自動（静的）計量試験	26
8.3 試験	26
9 検査	27
9.0A 検査の種類及び検査項目	27

	ページ
9.1 型式検査	28
9.2 受渡検査	29
附属書 A (規定) ホッパースケールの試験手順	31
附属書 JA (規定) 取引又は証明用のホッパースケールの要求事項	58
附属書 JB (規定) 使用中検査	62
附属書 JC (規定) 検定に使用する器具	64
附属書 JD (規定) ホッパースケールの修理	67
附属書 JE (参考) 据付け条件	69
附属書 JF (参考) JIS と対応国際規格との対比表	70
解 説	75

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 7603:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

白 紙

ホッパースケール

Hopper weighers

序文

この規格は、2007年に発行された **OIML R 107-1** を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

この規格の本体、**附属書 JA～附属書 JD** には、計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能、検定公差、検定の方法、使用中検査、検定に使用する器具、修理などを規定しているが、この規格の適用だけをもって計量法で定める検定に合格したことにはならない。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JF** に示す。また、**附属書 JA～附属書 JD** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、ホッパーの形で荷重受け部を備えたホッパースケール（計量ホッパーに被計量物が供給された状態をゼロ点とし、排出した質量を計量値とする方式のものを除く。）に対する計量要件、技術要件及び試験方法について規定する。

この規格は、ホッパースケールの計量性能及び技術性能を評価するための統一的な基準及び試験方法を提供することを意図している。

この規格は、次の構造の自動はかりには適用しない。

a) 動きながら計量する自動はかり

例 計量ホッパーが移動する構造の自動はかり

被計量物が移動した状態で計量する自動はかり

b) 袋などの容器に充填する機能をもつ自動はかり

c) 複数の容器で各々計量したものを組み合わせて充填する機能をもつ自動はかり

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

OIML R 107-1:2007, Discontinuous totalizing automatic weighing instruments (totalizing hopper weighers) Part 1: Metrological and technical requirements—Tests (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）